I【第61号議案】

神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例の件 神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和3年11月29日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例

神戸市ふれあいのまちづくり条例(平成2年3月条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | | |
|----------------|-----------|---|------------|-------|-------------|--|
| 別表(第4条関係) | | | 別表 (第4条関係) | | | |
| 名称 | 位 置 | | | 名称 | 位置 | |
| [略] | [略] | | | [略] | [略] | |
| 神戸市立荒田神戸市兵庫区荒田 | | | 神 | 戸市立荒日 | 田神戸市兵庫区荒田 | |
| 地域福祉セン | 町4丁目17番6号 | | 地 | 域福祉セン | / 町2丁目19番1号 | |
| ター | | | タ | _ | | |
| [略] | [略] | | | [略] | [略] | |
| | | • | | | | |

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理由

神戸市立荒田地域福祉センターを移転するに当たり、条例を改正する必要があるため。